○白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成18年1月17日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集方法)

第2条 条例第2条本文の規定による公募は、白老町告示式(昭和58年告示第13号)に規定された告示を行うとともに、町の広報紙への掲載、インターネットその他広く周知することのできる方法によって行うものとする。

(指定申請書)

第3条 条例第3条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第1号)により行わなければならない。

(選定結果の通知)

- 第4条 町長は、条例第4条第1項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った団体に対し、速やかにその結果を指定管理者候補者選定結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 2 町長は、条例第4条第3項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、 当該指定管理者の候補者に対し、その旨を指定管理者候補者選定通知書(様式第3 号)により通知するものとする。

(指定管理者の指定等の通知)

- 第5条 町長は、条例第5条第1項の規定による指定管理者の指定をしたときは、速 やかにその旨を当該指定した団体に対し、指定管理者指定通知書(様式第4号)に より通知するものとする。
- 2 町長は、条例第9条第1項の規定による指定の取消し又は管理の業務の停止をしたときは、速やかにその旨を当該指定の取消し又は管理の業務の停止をした団体に対し、指定管理者指定取消等通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第6条 この規則を教育委員会が所管する施設に適用する場合においては、この規則

の規定中「町長」とあるのは「教育委員会」とする。 (補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

指定管理者指定申請書

年 月 日

白老町長 様

申請者

所在地

団体名 代表者氏名

印

連絡先(電話)

下記施設について指定管理者の指定を受けたいので、白老町公の施設に係る指定管理者 の指定手続等に関する条例第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

施設の名称	
所 在 地	

注 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為及び登記簿謄本(法人以外の団体にあっては、会則等)
- (2) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 経営状況を説明する書類 (申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書、事 業報告書、納税証明書等その団体の財務及び業務内容を明らかにする書類)
- (5) その他町長が必要と認める書類

指定管理者候補者選定結果通知書

第 号 年 月 日

様

白老町長 印

年 月 日付けで申請のありました下記施設に係る指定管理者の候補者については、白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり指定管理者の候補者を選定しましたので通知します。

記

施設の名称	
所 在 地	
選定した団体	
選定した理由	

様式第3号(第4条関係)

指定管理者候補者選定通知書

第 号 年 月 日

様

白老町長印

白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第3項の規定により、 下記施設に係る指定管理者の候補者として、次のとおり選定しましたので通知します。

記

施設の名称			
所 在 地			
選定した理由			

指定管理者指定通知書

第 号 年 月 日

様

白老町長

印

白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、 下記施設に係る指定管理者に指定しましたので、次のとおり通知します。

記

施設の名称						
施設の所在地						
指定期間	年	月	日から	年	月	日まで

指定管理者指定取消等通知書

第 号 年 月 日

様

白老町長

指定管理者の指定について、白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条 例第9条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

決定の内容		
上記の決定をした理由		

(教示)

- 1 この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に白老町長に対し、異議申立てをすることができます。
- 2 また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の 翌日から起算して6箇月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町 長となります。)、提起することができます。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)